

独立行政法人国立美術館が達成すべき
業務運営に関する目標
(中期目標)

令和8年2月27日

文部科学省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	3
III. 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1. <u>美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</u>	3
(1) 多様な鑑賞機会の提供と経営の持続可能性の確保の両立	3
(2) 美術創造活動の活性化の推進	4
(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上	5
(4) 教育普及活動の充実	6
(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信	7
(6) 快適な観覧環境の提供	7
2. <u>我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・活用・継承</u>	8
(1) 作品の収集	9
(2) 所蔵作品の保管・管理	9
(3) 所蔵作品の修理・修復	9
(4) 所蔵作品の貸与	9
3. <u>我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与</u>	10
(1) 国内外の美術館等との連携・協力等	10
(2) ナショナルセンターとしての人材育成	11
(3) 国内外の映画関係団体等との連携等	12
IV. 業務運営の効率化に関する事項	13
1. 業務運営の取組	13
2. 組織体制の見直し	13
3. 契約の点検・見直し	14
4. 共同調達等の取組の推進	14

5. 給与水準の適正化等	14
6. 情報通信技術を活用した業務の効率化	14
7. 予算執行の効率化	14
V. 財務内容の改善に関する事項	14
1. 財源の多角化による自己収入の拡大	15
2. 戦略的・弾力的資源配分の実施	15
3. 固定的経費の削減	15
4. 保有資産の処分	15
VI. その他業務運営に関する重要事項	15
1. 内部統制・ガバナンスの強化	15
2. 法人の機能強化・再編に向けた各館の基本的性格・役割の明確化	16
(1) 東京国立近代美術館	17
(2) 京都国立近代美術館	17
(3) 国立西洋美術館	18
(4) 国立国際美術館	18
(5) 国立新美術館	18
(6) 国立映画アーカイブ	19
3. マンガ・アニメ・ゲーム等の振興のためのメディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に向けた取組の推進	19
4. 施設・設備に関する計画	20
5. 人事に関する計画	20

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

国立美術館中期（第6期）目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

国立美術館は、独立行政法人国立美術館法（平成11年12月22日法律第177号）第3条の目的に基づき、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、少子高齢化・人口減少下においても持続可能な形で、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

<法人の現状と課題>

国立美術館は、我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量とともに充実したコレクションを形成し、国内外の優れた美術作品の鑑賞機会を国民に提供するとともに、文化観光振興にも寄与していくため、美術館活動の基礎となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等の活動を担い、これらに関する調査研究を行う専門性の高い人材を確保する努力を継続していく必要がある。

特に、作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材並びに全国の美術館を支え、国際的なネットワークを構築していくための専門性の高い人材の確保が必要となっている。また、年々増加する所蔵作品等に対して収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化が進行しており、適切な措置が必要となっている。

一方で、我が国が直面する少子高齢化・人口減少が、我が国の実質的な税収額の長期的制約要因となっており、運営費交付金及び施設整備費補助金が収入の6割以上を占める状況を改善し、諸外国の事例も踏まえ、将来にわたる持続的な国立美術館運営に向けて、

自己収入をいかに確保するかが課題と考えられる。

<政策を取り巻く環境の変化>

「文化芸術基本法」(平成13年法律第148号)が平成29年6月に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、国立美術館にも法の基本理念(同法第2条)の実現に寄与し、我が国における文化と経済の好循環を支える中心的な役割を果たすことが求められている。

近年、美術館・博物館の役割は世界的に高まっており、令和4年のICOM(国際博物館会議)において、包括性、多様性、持続可能性、コミュニティなどの文言がミュージアムの定義に加えられ、社会的な課題解決も博物館の目的の一つであることが確認された。また、国内では、同年の「博物館法」の改正、令和5年の施行により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国や独立行政法人が設置する美術館・博物館には、他の美術館・博物館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の美術館・博物館の事業の充実のための協力が努力義務化された。また、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(令和2年法律第18号)においても、文化資源保存活用施設に対して、求めに応じ助言や援助することが努力義務となっている。

その一方、国立美術館における収蔵庫等保管施設の狭隘化は刻々と進行しており計画的な対策が必要である。

また、我が国の外国人観光客数は令和7年度実績で4,200万人を超え、令和12年度には、6,000万人とすることを目標としている。国立美術館でも外国人の入館者数は増加傾向にあり、解説の多言語化などの対応を引き続き進めていく必要がある一方、他の主要観光都市の美術館と比較して入館者数は低水準に留まっており、国際観光旅客税財源も活用しつつ、外国人観光客の増加を自己収入確保の機会として積極的に捉えていくことが重要である。その上で、将来的には、海外主要都市の美術館の入館者数も踏まえ、展示スペースの拡充や所蔵作品の充実を図りながら外国人観光客を含め国立美術館全体で1,000万人程度の入館者数を達成すべく、取組を進める必要がある。

(参考) 海外主要都市の美術館の入館者数

- ・ オルセー美術館：375万人(R6)
- ・ ニューヨーク近代美術館：280万人(R6)
- ・ ポンピドゥー国立美術館：320万人(R6)
- ・ グラン・パレ：120万人(R6)

- ・ バーゼル美術館：34 万人（R6）
- ・ フランス映画博物館：44 万人（R6）

II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

III. 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与

国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められる。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民及び外国人観光客に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化、我が国美術作品の国際的な評価を高めることに資する活動の推進などに積極的に取り組む必要がある。

特に、近年は、我が国の建築、デザイン、マンガ、アニメ、現代アートの国際的な評価や関心が高まっているなか、新しい分野に関する資料の収集、保存、展示を充実していく必要がある。

(1) 多様な鑑賞機会の提供と経営の持続可能性の確保の両立

国立美術館は、来館動機につながるような重要文化財等著名な所蔵作品について、展示期間の拡充を含め所蔵作品展の強化を行うことで、外国人観光客を含め、来館時期に関わらず、目的の所蔵作品を鑑賞できる機会の確保を進めることとする。

具体的には、素材が長期間展示に耐えうると考えられる作品については、令和 9 年度までに展示期間を原則通年まで延長する。照明や温湿度の状況により、ダメージを受けやすい日本画等については、科学的根拠を背景としつつ、作品に影響のない範囲で検討し、長期展示に必要な設備も整備した上で、展示期間延長を検討することとし、そのため著名作品の実物を活用した実証事業を本中期目標期間中の早期に開始する。

美術振興の中心的拠点として、学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで国内外の幅広い人々に多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を提供するものとする。

また、地域における鑑賞機会の充実のため、地域の美術館と密接に連携し、各地域において、国立美術館と地域の美術館双方のコレクションを有効に活用して魅力ある展覧会の企画・実現を図るとともに、地方美術館とのチケット共通化等により、我が国の美術館全体の底上げを図るものとする。

その上で、多様で質の高い鑑賞機会を持続的に確保する観点から、各館における入場料の引き上げ及び二重価格の導入を本中期目標の期間中に実施するものとする。

また、夜間開館の充実など開館時間の弾力化について、地域におけるナイトタイムエコノミーの推進と歩調を合わせ、費用対効果を勘案しながら、実施するものとする。

こうした施策の実効性を確保するため、入館者数、入場料収入、その他収入等について詳細な開示を進めるものとする。

以上を通じ、法人全体の展示事業に係る費用（展示に携わる学芸員の人件費や展示に必要な整備費等を含む）に対する展示事業に係る自己収入額の割合を、次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とする。

【指標】

- ・ 法人全体の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合（次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とすること）

（参考）令和6年度実績53%

- ・ 所蔵作品展及び企画展並びに国立映画アーカイブの上映会・展覧会の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を、8割程度とする。

（参考）前中期目標期間実績平均（見込評価時点）

所蔵作品展 84.5%、企画展 87.8%、国立映画アーカイブ 上映会 93.7%、国立映画アーカイブ 展覧会 94.6%（令和3年度～令和6年度）

- ・ 地域の美術館と連携して実施する展覧会の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。

（参考）前中期目標期間実績平均（見込評価時点）82.8%（令和3年度～令和6年度）

【関連指標】

- ・ 入館者数（所蔵作品展、企画展、外国人観光客数）
- ・ 各地域の美術館と連携して実施する展覧会の入館者数

（2）美術創造活動の活性化の推進

国立新美術館は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向や我が国作家の作品の積極的な紹介、大規模な国内外アートフェアへの協力などを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開など我が国の美術創造活動の活性化を推進するものとする。

【指標】

- ・ 国立新美術館の公募展示室の予約率は、展覧会の国際的な評価の向上を図りつつ100%を目指すものとする。
(参考) 予約率 99.0% (令和3年度～令和6年度実績平均)

【関連指標】

- ・ 国立新美術館における全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供に係る取組状況。(公募展団体数)
- ・ 公募展示室における展覧会毎の入館者数
- ・ 展覧会毎の批評・レビューの状況(掲載数および掲載媒体数)
- ・ 新聞社・テレビ局・公募展以外の主体への展示室貸し出し件数

(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上

国民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するため、最新の科学技術・情報通信技術を活用しつつ、国立美術館に関する情報及び国内美術館に関する情報の公開・発信を積極的に進めるとともに、関係機関と連携し、美術作品や関係資料など国内外の美術に関する情報を収集・提供し、美術に関する情報拠点としての機能を強化するものとする。

国立アトリサーチセンターは各館や国内美術館との連携・協力のもと、日本・アジアにおいては西洋美術の、世界においては日本近現代美術の研究の中心となることを目指し、デジタル資源の利活用に向けて、所蔵する作品・資料のデジタルアーカイブ化・オープンデータ化を引き続き推進し、国内外に発信するとともに、関連資料を積極的に受け入れるための収集方針について検討するものとする。

「全国美術館収蔵品サーチ」や「日本アーティスト事典」の公開プラットフォームである「アートプラットフォームジャパン」の充実を図るとともに、メディア芸術データベースの継続的な運営を行う。また、「所蔵作品総合目録検索システム」を刷新し、「国立美術館サーチ」を整備することで、国立美術館の情報資源の検索・発見性を高め、我が国美術の総合的な情報拠点としての機能を着実に強化する。

現代美術やメディア芸術をはじめ我が国の優れた美術に関する国際発信を戦略的に実施し、我が国美術の国際的な評価の更なる向上に資するものとする。

【指標】

- ・ ホームページアクセス件数の合計は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率(画像データ)は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率(テキストデータ)は、前中期目標期間の実

績（100％）を維持する。

- ・ アートライブラリーの利用者数（オンライン利用含む）
- ・ 全国美術館収蔵品サーチへの登録件数は、60館、200,000件程度とする。
- ・ メディア芸術データベースの登録件数は、200,000件程度とする。

（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）

- ・ ホームページアクセス件数 157,907,469件（令和3年度～令和6年度実績総数）
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（画像データ）69%（令和6年度末実績）
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（テキストデータ）100%（令和6年度末実績）
- ・ アートライブラリーの利用者数（オンライン利用含む）20,303,918人（令和4年度～令和6年度実績総数）
- ・ 全国美術館収蔵品サーチへの登録件数 60館、296,702件（令和5年度～令和6年度実績総数）
- ・ メディア芸術データベースの登録件数 205,432件（令和5年度～令和6年度実績総数）

【関連指標】

- ・ 国際アートフェスティバルへの出展等、現代美術やメディア芸術作品等の国際発信に向けた取組件数

（4）教育普及活動の充実

美術作品や作家についての理解を深め、鑑賞者の創造性を刺激する機会となるよう、国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえたギャラリートーク、ワークショップ等に取り組むものとする。

学校や社会教育施設等の様々な機関との連携により、国内外の幅広い人々を対象とした多様な学習機会を提供するものとする。そのため、子供、高齢者、障害者、外国人観光客、ビジネスパーソン等、対象者それぞれのニーズを捉えた企画により、質の高い鑑賞プログラムを実施する。

また、多様な利用者に対しアクセシビリティを担保するよう配慮するとともに、ボランティアや支援団体との協力、ICTの活用により、国内美術館全体の教育普及に係る取組の充実を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った鑑賞教育やトークイベントなど、魅力ある教育普及プログラムに取り組むものとする。

【指標】

- ・ 講演会等のイベントの満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。

(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 94.5% (令和3年度～令和6年度)

- ・ 教材化された素材の活用件数は、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績(見込評価時点) 114件 (令和4年度～令和6年度)

【関連指標】

- ・ 教育普及事業参加者数

(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信

国立美術館の活動は調査研究の成果に基づき実施されるものであることを踏まえ、美術作品の収集・展示・保管、保存修復・保存科学、教育普及活動その他の美術館活動を行うために必要な調査研究の内容については年度計画等に定めた上で国内外の美術館等と連携しながら計画的に行い、その成果を国立美術館の業務の充実等に生かすとともに、多様な方法により積極的に公開するものとする。

【指標】

- ・ 調査研究活動の件数は、前中期目標期間実績平均と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 152件 (令和3年度～令和6年度)

- ・ 査読論文数は、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間中実績(見込評価時点) 18件 (令和3年度～令和6年度)

【関連指標】

- ・ 調査研究活動の成果の多様な方法による公開に係る取組状況。(調査研究成果の公開方法・公開件数)
- ・ 映画のデジタル保存・活用等に関する調査研究の取組状況。(調査研究の取組件数)

(6) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれ、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む美術館を目指し、入館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、入館者の期待に応えるものとする。

子供、高齢者、障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境を形成し、アクセシビリティを担保するとともに、我が国の文化芸術の魅力を世界に示すため、各施設のサインや作品解説等の多言語化に向けた取組を推進するものとする。

入館者データや来館者アンケートのみならず、美術館に関する民間調査結果も踏まえ、入館者の情報やニーズを把握・分析し、美術館運営の改善に取り組むものとする。

また、オンラインチケット販売による利便性向上や入場料金及び夜間開館の充実などを通じた開館時間の弾力化など、入館者の要望や利用形態等を踏まえた管理運営を行うとともに、ミュージアムショップやカフェ、レストラン等のサービスの充実を図るものとする。

【指標】

- ・ 快適な観覧環境の提供に係る取組状況。(入館者に対する満足度調査の「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。)

(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 83.3% (令和3年度～令和6年度)

【関連指標】

- ・ サインや作品解説等の多言語化に向けた取組件数。

〈目標水準の考え方〉

本章の(1)～(6)の目標値の設定に当たっては、各項目記載のとおりとする。

なお、地域の美術館との連携による展覧会および講演会等のイベントに関する満足度について8割程度の「良い」以上の回答を高評価とする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、国際情勢、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

2. 我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・活用・継承

国立美術館は、我が国唯一の国立の美術館として、我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、海外の主要な美術館と交流するとともに、これらの貴重な国民的財産を適切に保存・管理し、確実に後世に伝え、継承していくことが必要である。このため、国立美術館は、今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るための情報発信等を行うとともに、所蔵作品についての活用状況を把握する一方、収集・保管に関して中長期的な計画を立てて、コレクションの充実を図り、また、作品の保管環境の改善を進めるものとする。

【困難度：高】

- ・ 保管環境等の改善等に係る取組については、国立美術館のみの取組では限界があり、所蔵作品の有効活用の観点からも、地方自治体や関係機関等の連携・協力を更に推進する必要があるため。

(1) 作品の収集

国際的に質の高いコレクションを形成していく観点から、美術作品の動向に関する情報収集能力と収集の機動性を高めるとともに、作品収集方針に基づき、購入の可否、価格の妥当性等について検討しつつ、適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の充実を図るものとする。あわせて、各美術館の性格に応じた、圧倒的に魅力のある作品の確保にも留意する。

【指標】

- ・ 所蔵作品の収集に係る取組状況。(美術作品購入点数、美術作品寄贈点数、美術作品年度末所蔵作品数)

(2) 所蔵作品の保管・管理

所蔵作品及び資料全体を適切に保存管理し、確実に後世へ継承するため、外部倉庫の活用、地方自治体や関係機関との協議、既存の収蔵庫等保管施設の改修等を進め、保管環境の一層の改善を図る。

平成31年3月に策定した「収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化対応に係る方針」に基づき、ナショナルセンターとして担う役割にふさわしい機能を有する新たな収蔵施設の設置を目指すものとする。

【指標】

- ・ 保管環境等の改善等に係る取組状況。(各館の収蔵庫の収納率)

(3) 所蔵作品の修理・修復

所蔵作品等を後世に継承するため、その修理・修復に関しては、保存科学等の科学的知見を活用し、作品の保存状況、劣化状況を確実に把握し、計画的・重点的に修理・修復を行うとともに、そのノウハウ等を広く共有する。

【指標】

- ・ 所蔵作品についての修理、修復に係る取組状況。(所蔵作品の修理・修復数)
(参考) 前中期目標期間実績値(見込評価時点)
所蔵作品の修理・修復実績総数 1,922 点(令和3年度～令和6年度)

(4) 所蔵作品の貸与

全国の美術館等への所蔵作品の貸与については、所蔵作品の展示計画、作品保存等に十分配慮しつつ、可能な限り積極的に取り組むものとする。

【指標】

- ・ 所蔵作品の貸与に係る取組状況。（所蔵作品の貸与件数）
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
所蔵作品の貸与総件数 661 件 6,386 点（令和3年度～令和6年度）

【関連指標】

- ・ 所蔵品の活用割合（展示、貸与及び特別観覧の合計の所蔵品と寄託品の合計に占める割合）
- ・ 国立美術館所蔵作品の国内外美術館への長期貸与契約件数

〈目標水準の考え方〉

本章の（１）～（４）の項目は、作品の所有者や地方自治体、関係機関の意向等を踏まえて実施する必要があることなどから定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては第5期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設の改修や使用の制限、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

3. 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与

国立美術館は、我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、海外の主要な美術関係機関や関係者の活動など美術に関する国内外の動向について情報の収集・整理を行い、当該情報を踏まえて、我が国美術に関する情報を戦略的に国内外に発信するとともに、国内の美術館や関係者と連携し、海外の主要な美術館、作家等との国際交流を推進するなど、美術振興のナショナルセンターとして、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。また、地域の美術館や関係機関が抱える共通の課題に対して、本法人が有する先駆的な取組内容やそのノウハウの共有を図ることも必要である。

（１）国内外の美術館等との連携・協力等

国立アトリサーチセンターが中心となり、国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者の交流等を行うとともに、国際的な人的ネットワークの構築を図り、我が国における美術館の国際的な拠点となることを目指すものとする。

国内外の美術館等における作品・資料の修復・保存処理の充実に寄与するものとする。

全国の美術館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等を図るものとする。

【指標】

- ・ 国立アトリサーチセンターが実施する研究会などの取組の参加者を対象に満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。

【関連指標】

- ・ 各地域の美術館と連携して実施する展覧会の事業数及び会場数並びに入館者数
- ・ 国内外の美術関係者との研究会の開催や研究者との交流等に係る取組状況。
(所蔵作品等に関するセミナー・シンポジウムの開催回数、国内外の研究者の招へい等に基づくセミナー・シンポジウムの開催回数。)
- ・ 国内外の美術館等における作品・資料の修復・保存処理への協力件数
- ・ 全国の美術館等の運営に対する援助・助言を行った回数

(2) ナショナルセンターとしての人材育成

未就学児を持つ家庭、小中高校大学生、若年層、高齢者等、全世代を対象とするのみならず、民族的、性的マイノリティ、障害者、経済的・社会的に美術館から疎外されがちな人々等、すべての人々のための美術教育・参加促進の一翼を担うナショナルセンターとして、モデル的な教材の開発や教員、学芸員等の資質向上のための研修等を重点的に実施するものとする。

大学等と積極的に提携しながら、今後の美術館活動を担う中核的な人材の育成を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、優れた日本映画作品等の保存・継承のために、映画フィルム保存技術者や映写技術者等、映画保存のニーズに対応した人材の育成を図るものとする。

【指標】

- ・ 教員、学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の資質向上に資する研修満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を前中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 98.4%(令和3年度～令和6年度)

【関連指標】

- ・ 教員、学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の資質向上に資する研修(学校との連携、アクセシビリティ等)実施回数
- ・ 今後の美術館活動を担う中核的な人材や映画保存のニーズに対応した人材の育成に係る取組状況(インターンシップ受入人数、キュレーター研修受入人数)

(3) 国内外の映画関係団体等との連携等

国立映画アーカイブは、映画・映像作品の収集・保管等を推進するものとする。また、我が国唯一の国立の映画専門機関であり、我が国における映画文化振興の中核となる総合拠点として機能強化を図り、オンライン配信を含めた情報発信や人材育成、各国のフィルム・アーカイブをはじめとして、国内外の映画関係団体等との交流・連携・調整について中核的役割を果たすものとする。

国立映画アーカイブに配置したプログラムディレクター・プログラムオフィサーにより、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）におけるアーツカウンシル機能（助成金の交付における専門家による助言、審査、評価等）との連携を継続し、我が国の映画助成システムの改善等に引き続き協力する。

非フィルム資料のアーカイブ化に関する取組について、歴史的・文化的価値のある非フィルム資料が散逸・消失することがないよう現状の把握に積極的に取り組むとともに、資料の保存・活用に向けた取組を着実に進めるものとする。

ロケーションデータベースの運営について、全国のフィルムコミッションと連携・協力し、国内の映画撮影・創造活動の促進を図るための取組を着実に進めるものとする。

【指標】

- ・ 映画・映像作品の収集・保管に係る取組状況。（映画フィルム購入本数、映画フィルム寄贈本数、映画フィルム年度末所蔵本数、所蔵フィルム検索システムにおける新規公開件数、所蔵フィルム検索システムにおける累計公開件数）
- ・ 国内外の映画関係団体等との連携・調整に係る取組状況。

以上の指標については、第5期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

- ・ ロケーションデータベースの登録件数は、1,700件程度とする。
- ・ ロケーションデータベースの利用者数は、3,000,000人程度とする。

(参考) 前中期目標期間実績値（見込評価時点）

- ・ 映画フィルム購入 481本（令和3年度～令和6年度）
- ・ 映画フィルム寄贈 5,897本（令和3年度～令和6年度）
- ・ 映画フィルム所蔵 90,126本（令和6年度末）
- ・ 所蔵フィルム検索システムにおける新規公開 702件（令和3年度～令和6年度）
- ・ 所蔵フィルム検索システムにおける累計公開 8,207件（令和6年度末）
- ・ 「全国映画資料館録」更新版刊行（令和3年度～令和6年度）

【関連指標】

- ・ 振興会におけるアーツカウンシル機能との連携を通じて実施したプログラムディレクター・プログラムオフィサーと映画製作団体等との意見交換会の件数

- ・ 非フィルム資料のアーカイブ化の取組における成果に基づき実施した展示等の回数

〈目標水準の考え方〉

本章の（１）～（３）の目標値の設定に当たっては、各項目記載のとおり目標値を設定するものとする。

なお、定量的な目標を定めることができない指標の達成水準としては、第５期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、関係する地方自治体の体制、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務運営の取組

運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び業務経費の合計（公租公課を除く）について、中期目標期間の最終年度において、物価上昇率の影響を除き令和７年度比５％以上の効率化を図る。ただし、美術作品購入費等及び特殊要因経費、新たに追加される業務はその対象としない。また、人件費については５項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

2. 組織体制の見直し

戦略的経営実現に向けた、独立行政法人の組織ガバナンス強化の観点から、本部体制の強化を進める。この観点から、今中期目標期間中に、従来一体化していた本部事務局と東京国立近代美術館を分離する。事務局人員体制については、法人内のリソース再配分の観点で検討を行う。将来的には、本部直属の職員等が、各館に帰属する作品を各館から独立した収蔵庫等において一元保管・管理するとともに、独立行政法人国立文化財機構とも連携しつつ、各館のコンセプト整理を深化させた上で、それに沿った各館作品・展示内容の見直しを行うことができる体制を構築していく。あわせて、同機構の国立博物館や地方の美術館との間の作品の貸与等を推進する。

また、法人全体の将来計画や予算編成、中長期的な経営課題や直面する課題に関して協議を行う法人役員、館長及び外部有識者により構成する「経営協議会」を新設するほか、「経営企画室」を機能強化し、理事長直轄の司令塔として戦略的な経営企画・立案を担う組織とするなど、戦略的経営実現に向けて、理事長がリーダーシップを一層発揮できる体制整備に取り組む。

独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かし、より一層のサービス向上を実現するため、

涉外、広報機能の強化、ICT への対応の強化等、組織・体制の強化を図る。

3. 契約の点検・見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに、外部委託の活用等により、定型的な管理・運営業務の効率化を図るものとする。

4. 共同調達等の取組の推進

周辺の機関と連携し、共同して調達する取組を年度計画等に定めた上で進めるものとする。

5. 給与水準の適正化等

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分に考慮して、検証したうえで、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

6. 情報通信技術を活用した業務の効率化

一元化した法人情報システムネットワークを基盤に、ビジネスチャットツール、グループウェア等の活用、人事及び会計業務の DX 化の推進等による業務効率化を進めるものとする。また Wi-Fi の強化、情報システムのクラウド化と情報セキュリティの改善により、職員がどこでも情報端末を利用して業務が遂行できるようにすることで、職員の柔軟な働き方を確保するとともに、業務の効率化を図る。

VPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）やバックアップ回線を増強するなどバックアップ・インフラの増強を進めるものとする。

所蔵作品情報の公開の円滑化を図るため各館のローカルシステムと独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システムとの効率的オンライン化の検討を進めるものとする。

7. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準において、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。その際統一事務処理方針の策定や DX 化による業務効率化を図る。

V. 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図るものとする。

1. 財源の多角化による自己収入の拡大

展覧会、美術作品の収集、調査研究、教育普及等の様々な事業を高い質で継続的に実施するためには、適切な運営費交付金や施設整備補助金の確保は必要不可欠である。一方で、法人の活動の安定化と一層の充実・強化に向け、入場料収入の増加を図るとともに、ショップやカフェの魅力向上やユニークベニュー等での施設貸出、会員制度による会費収入の拡充など、自己収入の多角化に努める。入場料収入については、各館の所蔵作品展の充実とあわせて所蔵作品展の入場料の引き上げを行うとともに、我が国の居住者向け料金とインバウンド（非居住者）向け料金を別に設ける、いわゆる二重価格の導入を行うこととする。さらに、クラウドファンディングの活用も含む積極的かつ戦略的なファンドレイジングの展開による寄附の獲得を進め、主務省とも連携し、他の法人の取組も参考にしながら、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。自己収入額の取扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めるものとする。あわせて、施設整備にあたっては、入場料収入等を勘案して、主務官庁とも連携してPFIや財政投融资の活用を検討する。

2. 戦略的・弾力的資源配分の実施

自己収入を原資とした理事長（館長）の裁量経費の配分等による入館者数増のインセンティブの導入を検討する。

各館等がその強みを生かして、特色ある事業の強化に取り組めるよう、各館へ配分する予算の一部を留保して財源を捻出し、各館の自己収入額の実績や伸び率に応じて配分するインセンティブ予算を設定する。

3. 固定的経費の削減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図るものとする。

4. 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うものとする。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制・ガバナンスの強化

法令等を遵守し、有効かつ効率的に業務を遂行するため、業務の特殊性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討する。理事長のリーダーシップの下で内部統制を

推進する体制を整備・運用し、引き続き想定される社会環境の変化等に的確に対応するための業務改善や柔軟な組織体制の見直しとこれらに必要とされる職場環境を整備するとともに、長期的な観点に立って人材育成に取り組むなど、適切な業務運営に努めるものとする。特に法人として統一的に処理すべき業務は一元的な処理を推進し、そのための業務のマニュアル化等の実施等を通じて、効率的な事務体制を構築する。また、各館の枠を超えた、法人全体としてのモチベーション・使命感を向上できる取組を推進する。

業務運営全般について、独立行政法人全体として一貫した方針の下での運営を実現し、外部有識者を含めて「国の行政の業務改革に関する取組方針」を踏まえた評価を行うとともに、より望ましい運営方法について検討を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。

情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、適切な整備及び管理を行う。

保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置をとるものとする。

情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むものとする。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るものとする。

内部統制・ガバナンスの強化に係る取組状況及びそれらが有効に機能しているか等については内部監査、監事監査等において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。また、業務運営全般については、外部有識者を含めて評価を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。

2. 法人の機能強化・再編に向けた各館の基本的性格・役割の明確化

国におけるアート振興政策や博物館法改正等の国立美術館を取り巻く状況の変化に迅速に対応し、かつ国立美術館の使命、役割を果たしていくためには、国立美術館が我が国の「顔」となるべく各施設の特色・魅力を高め、発信することにより、国際的にも認知度を向上させることが必要である。主要国際観光都市の美術館等の入館者数等と比較すると、我が国の美術館の入館者数は十分とは言えず、我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを生かして、来館動機につながるような著名な所蔵作品の展示期間の増加を含め所蔵作品展強化を図るとともに、下記のとおり各館の基本的性格・役割を明確にした上で、国立美術館全体の機能の再編・強化に向けた取組を進める。具体的には、「各館の展示事業に係る費用に対する当該館の展示事業

に係る自己収入額の割合」が、本中期目標期間の4年目において、4割を下回っている等社会的に求められている役割を十分に果たせていないと考えられる館については、再編の対象とすることとし、令和13年度以降の次期中期計画に具体的な再編内容を記載し、それを実行する。

(1) 東京国立近代美術館

東京国立近代美術館本館については、近代以降現在に至るまでの日本の美術の歴史を、海外の作品も交えていつでも通史的に観覧することができる我が国美術の総合博物館と位置付け、所蔵作品展において国内外に日本の文化芸術を発信する役割を強化する。通史的観点による展示構成の一環として、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）との連携協力により、マンガやアニメなど現代の日本が世界で優位性を保持しているコンテンツの展示にも取り組む。特に、同じ北の丸公園に位置する科学技術館の建て替えが検討されていることを踏まえ、建て替え後の同館との具体的な連携の在り方や、それに合わせた展示内容の見直しについて、主務官庁と連携して関係者との議論を進める。

また、北の丸公園という立地環境を踏まえ、我が国近代美術を通史的に観覧できるコレクション展のアピール強化、訪日外国人向けのコレクションツアーの拡大、カフェ・ショップの充実などホスピタリティの向上、近隣施設（科学技術館、国立公文書館等）との連携等により、インバウンド拡大による地域活性化に積極的に取り組む。

旧近衛師団司令部庁舎（旧工芸館）については、本中期目標期間の早期に「重要文化財（建造物）保存活用計画」の文化庁の認定を受け、民間の力の活用も視野に入れながら保存活用のための施設整備に着手する。

国立工芸館については、近代から現代へと繋ぐ個人作家の工芸作品の歴史的な流れを通史的に観覧できる美術館として機能を強化する。その際、金沢に立地していることを活かし、石川県・金沢市や近隣の文化施設との連携を強化し、地域の枠を広げた活動にも取り組む。

また、国立工芸館の機能強化に向けては、東京国立近代美術館の分館としての位置付けの見直しについて、館が所在する石川県、金沢市の協力も得ながら、本館化するに当たり必要となる展示スペースや人員の確保に関し、同県及び同市と協議を進める。

(2) 京都国立近代美術館

江戸時代以前からの伝統に連続する京都近代美術（京都中心に活躍した日本を代表する作家）のほか、西陣織、京友禅といった京都ゆかりの伝統工芸の所蔵作品展の充実を図り外国人観光客が多い京都の立地を生かし、外国人を含め入館者数の大幅な増加を図る。その際、隣接する京都市美術館を含め近隣文化施設との連携・役割分担を進める。

所蔵する工芸品や工芸分野の研究員については、国立工芸館が工芸を通史的に取り扱うことを踏まえ、インバウンドへの対応も念頭に京都近代美術のコンテクストでの範囲

内で扱うこととする。

(3) 国立西洋美術館

アジア唯一の西洋美術を専門とする美術館として、松方コレクションを中核にしつつ、海外の有力美術館とも連携し、質の高い西洋美術を国内やアジアからの訪問客などに積極的に紹介する。

西洋美術品に係る保存修復・保存科学部門における国際共同事業の拡充及び人材育成を強化し、優れた作品を借り受ける基盤である海外美術館からの信頼を強化する。

また、訪日外国人が日常的に訪れる上野公園地区に立地していることを踏まえ、周辺の文化施設との連携強化や最新のデジタル技術を活用したマーケティングにより、訪日外国人へのサービスやプログラムの充実を図る。特に世界遺産である建築物を活用し、国立西洋美術館ならではの特別な体験プログラムを充実する。

文化集積地としての上野エリアの一体としての魅力度・集客性向上に向けて、本エリアを対象とする周遊チケットについて、割引ではなく入場が可能となる形で参加するために必要な調整を行う。

さらに、アジア全域に向けた西洋文化への「窓」として果たす役割を強化するために、アジアからの来訪者に対するサービス等の充実を図る。

(4) 国立国際美術館

これまでも現代美術を中心に扱っており、その強みを活かして引き続き同時代の先端的・先鋭的な芸術表現を支える館として、収集・展示活動を行い、これを強化する。特に欧米の作家に関わらず、アジアの作家や女性作家の作品、先端的なテクノロジーを活用した作品や映像作品などを積極的に取り上げ、紹介する。

また、多様な文化施設が多く集積する大阪・中之島の立地を活かし、大阪中之島美術館を含め近隣文化施設との連携を強化し、「クリエイティブなまち中之島」を共創して世界に発信していく。

(5) 国立新美術館

国際的に我が国の建築、デザイン、マンガ、アニメ、現代アートの国際的な評価や関心が高まっているなか、今後、これら新しい分野に関する常設展示を行うための取組を進めるものとする。国内最大級の展示スペースを活かし、大規模展覧会や異なる分野を融合する等先端的な展覧会とあわせて、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）との協力によるマンガ・アニメをはじめとする新しい美術の動向や現代作家の作品を積極的に紹介する常設展示などを通じて、多様な鑑賞機会の充実を図るとともに、美術に関する新たな創造活動の展開や国際発信に取り組み、芸術家育成等にも資する。

また、魅力ある建築を活かした多様なユニークベニューの活用推進、大規模な国内外ア

ートフェアへの協力等、六本木という立地を生かして高い文化的価値と収益性が両立するよう積極的に取り組む。

公募展示室については、公募団体等の利用状況を鑑みながら、将来向けて、より多様な活用方法についての検討を行う。

(6) 国立映画アーカイブ

我が国唯一の国立の映画専門機関として、映画文化振興の中核となる総合拠点の役割を果たすため、映画に関する収集・保存・公開（上映・展示・配信）・研究活動・振興等を総合的に展開するとともに、関連する調査及び各種事業を行う。特にデジタルアーカイブ構築の推進、アニメーション分野やインバウンドへの対応などの取組を強化する。

アーカイブ等の専門人材育成、映画の価値発信・形成に資する国内外の映画等博物館・民間団体・大学等関係機関との交流・情報発信など「ハブ」となる拠点としての調査研究・連携機能等を強化する。

また、テレビなどのメディアへの映像提供の強化、所蔵作品に加え借用作品を用いた上映の強化、特別な観覧料金を設定した上映の企画、施設の積極的な貸出等を通じて自己収入の増加を図る。

主要駅や空港からのアクセスも良い立地と欧米等に人気が高いコレクションを活かし、周辺の宿泊施設や文化施設等との連携やガイドツアーの実施、戦略的な広報により、訪日外国人の誘客を強化する。

3. マンガ・アニメ・ゲーム等の振興のためのメディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に向けた取組の推進

メディア芸術のうち、マンガ・アニメ・ゲーム等を対象分野として収集・保存・活用、調査研究、国内外への情報発信等の機能をもつメディア芸術リサーチセンターを本中期目標期間中に新設する。同センターでは 産業界との連携により国内外のマンガ・アニメ等博物館・民間団体・大学等関係機関の「ハブ」となる拠点としての機能を強化する。

展示機能については、施設改修も含めた国立新美術館を活用しつつ、将来的な課題として、民間の活力を活かした整備を前提として検討を進める。また、収集・保存、調査研究を行った中間生成物等を、通史的な観点から現代美術の一部として東京国立近代美術館に展示するとともに、北の丸公園に立地する科学技術館との連携により同館での展示構想を進めるなど種々の可能性を模索する。また、全国のマンガ・アニメ等のアーカイブ機関等と連携し、各地での展示等活用の促進を図る。

相模原の収蔵庫については、本中期目標期間の最終年度に当たる令和 12（2030）年度の完成を目指す。また、整備にあたっては、収蔵作品等が観覧可能なスペースを設け、官民連携により、作品や資料の魅力や保管の実態を広く周知できるような機能を設けることを検討すること。

4. 施設・設備に関する計画

安全かつ良好な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため、関係機関と連携しながら長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成するものとする。また、主務官庁と連携し PFI など民間活力の活用や財政投融資の活用を検討する。

5. 人事に関する計画

作品の保存・継承や教育普及、渉外・広報、国際対応及びデジタル、マネジメント、法務、社会連携分野等の専門人材等の確保、学芸部門を含めた職員のキャリアパス像の設定と研修の充実など適切な人材確保・育成を進めるものとする。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かした制度を活用し、専門職人材の兼業や外部人材の登用等、職員の多様化を推進するものとする。

また、法人設立から 20 年以上が経過し、各館単位の所属意識を超えた法人への所属意識を職員一人一人が保持することが法人としての一体的運営に不可欠であることから、例えば、事務職員の関東圏・関西圏を越える人事交流や学芸系職員の本部・各館を越える人事交流など、法人としての職員人事異動方針を定めること。また、他法人との人事交流の拡大も検討する。

(別添) 独立行政法人国立美術館に係る政策体系図

文化芸術基本法

国の政策：文化芸術推進基本計画（第2期）

【今後の文化芸術政策の目指すべき姿】

- ◎次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供
- ◎文化芸術に効果的投資が行われイノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じ国家ブランド形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成
- ◎あらゆる人々が文化芸術を通して社会参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成
- ◎地域文化芸術を推進するプラットフォームが全国に形成され、多様な人材や文化芸術団体等が連携・協働し持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成

【今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性】

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

第6期中期目標期間における国立美術館のミッション

美術振興の中心的拠点として「文化芸術の「多様な価値」を活かした未来づくり」に貢献

- ①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努める
- ②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していく
- ③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進する
- ④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与する

独立行政法人国立美術館（国立美術館）の使命等と目標との関係

（使命）

我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、少子高齢化・人口減少下においても持続可能な形で、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs(持続可能な開発目標)の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

（現状・課題）

- ・我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量ともに充実したコレクションを形成し、国内外の優れた美術作品の鑑賞機会を国民に提供するとともに、文化観光振興にも寄与するため、美術館活動の基礎となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等の活動を担い、これらに関する調査研究を行う専門性の高い人材を確保する。
- ・作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材並びに全国の美術館の活動を支え、国際的なネットワークの構築を担う専門性の高い人材を確保に努める。
- ・収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化への適切な措置。

（環境変化）

- 「文化芸術基本法」改正により、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されており、我が国における文化と経済の好循環を支える中心的な役割を果たすことが求められている。
- ICOM(国際博物館会議)において、社会的な課題解決も博物館・美術館の目的の一つであることが確認されている。
- 「博物館法」改正により、美術館・博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化と公開、他館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国や独立行政法人が設置する美術館・博物館は、他館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修実施その他の博物館・美術館の事業充実のための協力も努力義務となった。
- 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」において、文化資源保存活用施設の求めに応じ助言や援助することが努力義務となった。

（中期目標）

- 国立美術館を取り巻く状況変化に迅速に対応し、使命、役割を果たしていくためには、国立美術館が我が国の「顔」となるべく各施設の特色・魅力を高め、発信することにより国際的にも認知度を向上させることが必要であり、館の基本的性格・役割を明確にした上で、国立美術館全体の機能強化・再編に向けた取組を進める。
- マンガ・アニメ・ゲーム等の振興のためのメディア芸術ナショナルセンター(仮称)構想に向けた取組を推進。
 - ・マンガ・アニメ・ゲーム等を対象分野として収集・保存・活用、調査研究、国内外への情報発信等の機能をもつメディア芸術リサーチセンターを本中期目標期間中に新設し、産業界との連携により国内外の博物館・民間団体・大学等関係機関の「ハブ」となる拠点としての機能を強化する。
 - ・相模原の収蔵庫は、本中期目標期間最終年度の令和12(2030)年度の完成を目指す。
- 収蔵庫等保管施設の狭隘化解消のため、関係機関等との協議を進め、保管環境の一層の改善を図る。